足立区立小・中学校の
 適正規模・適正配置の実現に向けて

~次世代へつなぐ適正規模・適正配置のガイドライン~

令和7年 10月 足立区教育委員会 学校運営部 学校適正配置担当課

◆◇◆ 目次 ◆◇◆

適正規模・適正配置に向けたこれまでの取り組み
「昭和 62 年度の答申」以降の方針 ・・・・・ 1 ページ
「昭和 62 年度の答申」以降の主な適正規模・適正配置に
関する統合等実施校 ・・・・・2ページ
適正規模の考え方
適正規模とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
適正規模の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
適正配置の考え方【変更無し】
適正配置とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
適正配置の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
通学路の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
足立区の状況
これまでの足立区立学校数と児童・生徒数の推移 ・・・・・6 ページ
足立区立小・中学校の規模の推移・・・・・・・・・・アページ
足立区と児童・生徒数が同程度の他区の状況 ・・・・・・8ページ
将来の区内人口と児童・生徒数 ・・・・・・・・・・・9 ページ
施設更新に関する方針
学校施設更新の基本的な考え方 ・・・・・・・・・10ページ
今後の改築・改修コスト ・・・・・・・・・・・12ページ
適正規模・適正配置の実現に向けた今後の取り組み
適正規模・適正配置事業に取り組むエリア ・・・・・・15ページ
将来必要になる学校数 ・・・・・・・・・・・・16ページ
学校規模の視点・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ
年少人口の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・19ページ
施設更新の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・21ページ
適正規模・適正配置事業に取り組むエリア ・・・・・・23ページ

(注意点)

- 1 端数の数字は四捨五入で計算しています。
- 2 「小規模」は小・中学校の在学生数の規模です。
- 3 「小規模傾向」は小・中学校の通学区域内の居住者が、同じ通学区域内の学校に就学した場合の人数の規模です。

足立区教育大綱



~夢や希望を信じて生き抜く人づくり~

足立区と足立区教育委員会では、平成28年2月策定の教育大綱の基本理念である「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」のもと、次代を担う児童・生徒の6歳から17歳の青少年期に「ともに歩み、磨きあいながら、自身の道を切り拓く力を培う」教育目標を達成するための施策を展開しています。

教育大綱の実現に向けた取り組みには、2本の柱があります。第一は、「誰もが子どもを支える主役」です。地域全体が子どもを支え、育てあげていく学びの循環を促し、豊かな地域社会を実現します。第二は、「貧困の連鎖を断ち切る教育」です。子どもたちが孤立せず、貧困から脱出し、自立して生き抜く力を育む様々な機会を繰り返し提供していきます。

そのためには、年少人口の減少と学校施設の老朽化の課題に着手し、学校を児童・生徒数に見合った適正な規模とし、教育環境を整備していくことが不可欠です。小規模な学校を適正規模にすることは、子どもたちが様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすことにつながり、教育大綱の2本の柱を支える社会性の育成や人間力の向上に結びつくことになるからです。

足立区の総人口は70万人(令和7年4月1日現在)を超え、令和6年2月に実施した人口の高位推計では、令和19年頃にはピークを迎えるとされています。年少人口(0歳~14歳)は、令和24年頃にピークを迎えるものの、その後は減少を続け、令和32年は71,242人となり、令和7年の71,460人より減少すると予測されています。今後、年少人口が減少していく予測から、児童・生徒が適正規模の学校で学べる環境を確保する適正規模・適正配置事業の推進は、教育環境の整備施策の中でも、優先される事業であると考えています。

このたび、区立学校の現状を踏まえ、将来人口推計や施設更新の視点から適正規模・適正配置の基本的な考え方を定め、区民のみなさんと実現していく方向性を示す目的で、平成29年5月に策定しました「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて一子どもの未来を創る適正規模・適正配置のガイドライン一」の見直しを行いました。今後は、本ガイドラインを指針とし、「子どもたちに明るい未来と成長を実感できる教育をめざす」ことに全力で取り組んでまいります。

令和7年10月 足 立 区 教 育 委 員 会

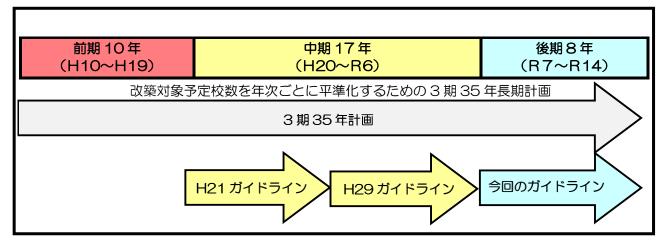
第1章 適正規模・適正配置に向けたこれまでの取り組み

足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、減少する児童・生徒数の状況を受けて、小・中学校の適正規模・適正配置に以下のとおり取り組んできました。

1 「昭和62年度の答申」以降の方針

時期•計画	方針
昭和61年2月	東京都足立区立小中学校適正規模及び適正配置審議会(以下「審議会」とい
昭和 62 年度の	う。)に対して、「区立小学校及び中学校の適正規模に関すること」および
答申	「区立小学校及び中学校の適正配置に関すること」を諮問
平成7年12月	「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」に基づき、平成 10 年度から平成 44 年度(以下「令和 14 年度」とい
平成7年度の	う。)までの改築対象校数を年次ごとに平準化するため、3 期(前期 10 年・
報告書	中期 17 年・後期 8 年)35 年の長期計画を策定
平成 21 年 5 月	前期 10 年が終了し、今後の新たな指針とするため、「足立区立小・中学校の
平成 21 年度の	適正規模・適正配置の実現に向けて一これからの 25 年を考える適正規模・
ガイドライン	適正配置のガイドラインー」を策定
平成 29 年 5 月	中期前半が終了し、今後の学校環境に適合するため、平成 29 年度から令和
平成 29 年度の	6年度までの「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて一
ガイドライン	子どもの未来を創る適正規模・適正配置のガイドラインー」を策定

〔平成7年度の報告書「計画期間と見直し時期等」〕



2 「昭和62年度の答申」以降の主な適正規模・適正配置に関する統合等実施校

	年 度	区分	計画・報告書の名称および統合等を実施した小・中学校
	昭和 62	計画	昭和 62 年度の答申
	平成 3	統合	千寿本町小学校の開校(千寿第一小学校と千寿旭小学校を統合)
	平成 4	統合	千寿桜小学校の開校(千寿第六小学校と千寿第七小学校を統合)
	平成 7	計画	平成7年度の報告書
	平成 9	統合	桜花小学校の開校(花畑東小学校と桑袋小学校を統合) 西保木間小学校の開校(渕江第二小学校と竹の塚北小学校を統合)
	平成 13	統合	足立入谷小学校の開校(入谷小学校と入谷南小学校を統合)
逆	平成 14	統合	千寿小学校の開校(千寿小学校と千寿第二小学校を統合) 千寿常東小学校の開校(千寿第四小学校と柳原小学校を統合)
期	平成 15	統合	千寿青葉中学校の開校(第三中学校と第十五中学校を統合)
	平成 17	統合	千寿双葉小学校の開校(千寿第三小学校と元宿小学校を統合) 千寿桜堤中学校の開校(第二中学校と第十六中学校を統合)
	平成 21	計画	平成 21 年度のガイドライン
	平成 21	計画統合	平成 21 年度のガイドライン 本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合)
	平成 21 平成 24	_,	
		統合通学	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更
Ф	平成 24	統合通学区域	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更 第七中学校と第十中学校の通学区域を変更
中期	平成 24	統一通学区域統合	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更 第七中学校と第十中学校の通学区域を変更 足立小学校の開校(千寿第五小学校と五反野小学校を統合)
	平成 24 平成 25 平成 27	統 通 区 統 統	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更 第七中学校と第十中学校の通学区域を変更 足立小学校の開校(千寿第五小学校と五反野小学校を統合) 鹿浜五色桜小学校の開校(上沼田小学校と鹿浜小学校を統合)
	平成 24 平成 25 平成 27 平成 28	統通区統統統統	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更 第七中学校と第十中学校の通学区域を変更 足立小学校の開校(千寿第五小学校と五反野小学校を統合) 鹿浜五色桜小学校の開校(上沼田小学校と鹿浜小学校を統合) 鹿浜菜の花中学校の開校(鹿浜中学校と第八中学校を統合)
	平成 24 平成 25 平成 27 平成 28 平成 29	統通区統統統統統	本木小学校の開校(本木小学校と本木東小学校を統合) 栗原小学校と亀田小学校の通学区域を変更 第七中学校と第十中学校の通学区域を変更 足立小学校の開校(千寿第五小学校と五反野小学校を統合) 鹿浜五色桜小学校の開校(上沼田小学校と鹿浜小学校を統合) 鹿浜菜の花中学校の開校(鹿浜中学校と第八中学校を統合) 江北桜中学校の開校(上沼田中学校と江北中学校を統合)

第2章 適正規模の考え方

第2章 適正規模の考え方

1 適正規模とは

義務教育という大切な時期に学校内の集団生活の中で学び、社会性を身につけるために一定規模の児童・生徒数を確保すること。

2 適正規模の基準

	小学校	中学校
学級数	1 校あたり 12〜24 学級 1 学年あたり 2〜4 学級	1 校あたり 12〜24 学級 1 学年あたり 4〜8 学級
児童・生徒数	1 校あたり 340~740 人	1 校あたり 370~840 人

(1) 1校あたりの適正な学級数「12学級から24学級」

小学校では、最低限クラス替えができる各学年2学級以上が必要であるため「1 学年 2~4学級の 12~24学級」を適正規模とします。中学校では、同じ地域の小学校 2 校程度から 1つの中学校に進学することを想定して「1 学年 4~8学級の 12~24学級」を適正規模とします。

〔文部科学省と足立区の適正規模基準の比較〕

	国の根拠法令など国		区(小・中学校)
小規模校	_	11 学級以下	_
	学校教育法施行規則	12~18 学級	
適正規模	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律施行令	12〜 <u>24 学級</u> (5 学級以下の学校と 12〜18 学級 の学校を統合した場合)	12~24 学級
大規模校	ナロシングのエコキ	25~30 学級	25 学級以上
過大規模校	文部科学省の手引き	31 学級以上	大規模校と同様の扱い

(2) 1 校あたりの適正な人数「小学校 340~740 人、中学校 370~840 人」

現在足立区では、東京都が定める学級編成基準を踏まえ、1学級あたりの上限人数を、小学校全学年と中学1年生が35人、中学2、3年生が40人としています。

その上で、1 校あたりの適正な人数は、〔1 学級あたりの平均人数(令和6年5月1日現在) ×適正な学級数(12~24 学級)〕として設定しています。

	小学校	中学校
令和6年5月1日現在 1学級あたり平均人数 (最少~最大人数)	28~31人	31~35人
適正な学級数	12~2	24 学級
適正な児童・生徒数	28人×12学級=336≒340人	31 人×12 学級=372≒370 人
(最少~最大人数)	31 人×24 学級=744≒740 人	35 人×24 学級=840 人
前回からの変更点	最大児童数 760 人→740 人	変更無し

第3章 適正配置の考え方【変更無し】

1 適正配置とは

児童・生徒が安全に一定の時間と距離の範囲内で通学するために、小・中学校を配置すること。

2 適正配置の基準

	小学校	中学校	
通学時間	おおむれ	つ 30 分以内	
通学距離	おおむね 1,200m以内が望ましい	おおむね 1,800m以内が望ましい	
通学区域	小学校と中学校の通学区域は、交友関係や地域との結びつきなどを考慮してきるだけ整合性を持たせ、中学校 1 校あたり 2~3 校の小学校が望ましい。		
通学区域 の境界	13 ブロック、町丁目の区域、町会・自治会の区域 青少年対策地区委員会の区域		
通学路	13. 7.2	重要視し、主要道路(国道 4 号線ほか)、 として分断されないことが望ましい。	

〔通学時間・通学距離の考え方〕

通学時間、通学距離は個人差や気象条件、道路条件などに左右されるため、平均的な児童・生徒の歩ける時間と距離として、あくまでも目安として運用していきます。

通学時間

通学時間は、一般的に子どもが通学に要する時間を、目安として基準にしています。 厚生労働省による子どもの起床時間の調査や、足立区の学校の登校時間などを勘案し、 通学時間として「おおむね30分以内」を一つの目安としています。

通学距離

通学時間「おおむね 30 分以内」より通学距離の目安を算出 小学生は「分速 40m として、30 分歩くとおおむね 1,200m 進む」 中学生は「分速 60m として、30 分歩くとおおむね 1,800m 進む」

※ 通学距離の基準は、自宅から学校までの直線距離で測って設定しています。

第3章 適正配置の考え方【変更無し】

3 通学路の安全対策

子どもたちが安心して学校に通うためには、通学路の安全対策が欠かせません。現在も各学校では、PTA や地域のみなさまのご協力による声掛けや交通誘導のほか、通学路合同点検や、防犯力メラの設置などの取り組みが行われています。

特に通学路合同点検では、各関係機関が一堂に会して現地調査を行っており、通学路全体の安全対策の基礎となっています。また、平成26年度からは順次、通学路上や塾、公園などに通うなど児童がよく使う道路上に防犯カメラを設置し、保護者からは「安心感が増した」という声や、町会・自治会からも、犯罪抑止に大変効果があると評価されています。

学校・児童・生徒による自ら守る力

交通安全教室の実施・青パトによる巡回

防犯ブザーの配付…小学校1年生、中学校1年生に配布

黄色い帽子とランドセル(リュック)カバーの配付…小学校1年生に配布

保護者・地域による共に見守る力

通学路合同点検の実施と学校・地域・警察連携会議の開催

PTA及び開かれた学校づくり協議会、町会・自治会など地域の方による見守り

教育委員会による公の支援

通学路安全マップの作成…令和6年度よりデジタルデータ化

学童擁護員による通学時の見守り

防犯カメラの設置

小学校登下校メール通知システム…全小学校導入

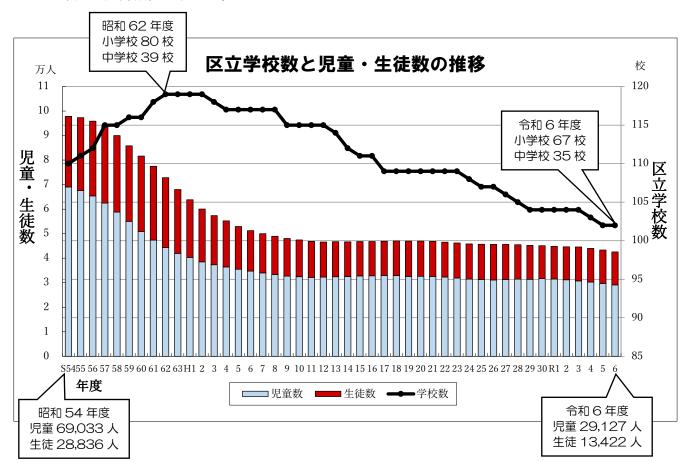
第4章 足立区の状況

1 これまでの足立区立学校数と児童・生徒数の推移

昭和 62 年度(「昭和 62 年度の答申」) には小学校 80 校、中学校 39 校の合計 119 校の学校がありました。

平成7年度の「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」では必要な学校を小学校60校、中学校29校と定め、小・中学校の適正規模・適正配置事業を進めてきた結果、令和6年度では、小学校67校、中学校35校の合計102校と必要な学校数に近づいています。

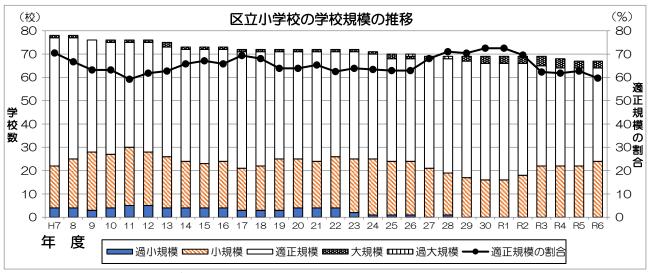
また、区立学校の児童・生徒数は最多となった昭和 54 年度から令和 6 年度までの 46 年間で、児童数は 69,033 人から 29,127 人へ約 57.8%減少、生徒数は 28,836 人から 13,422 人へ約 53.5%減少しました。



2 足立区立小・中学校の規模の推移

(1)小学校

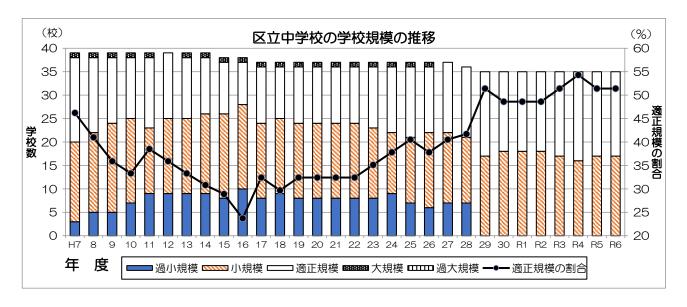
(過大規模・過少規模は平成 29 年度のガイドライン以降、大規模・小規模の範囲に含む)



平成7年度以降のデータによると、小学校の適正規模校の割合は、約60%~約70%前後で推移しています。

令和6年度、適正規模校は40校でその割合は59.7%、適正規模以外の学校は27校(小規模校24校と大規模校3校)でその全校に占める割合は40.3%となっています。

(2) 中学校 (過大規模・過少規模は平成 29 年度のガイドライン以降、大規模・小規模の範囲に含む)



平成7年度以降のデータによると、中学校の適正規模校の割合は、平成16年度に約20%まで減少しましたが、平成17年度以降に3校の統合実施校が開校したことにより、適正規模校の割合が増加したと考えられます。

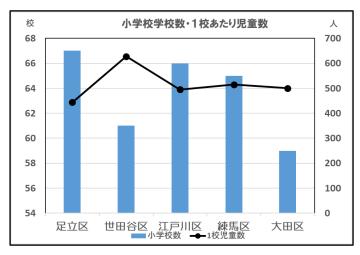
令和6年度、適正規模校は18校でその割合は51.4%、適正規模以外の学校は17校(全て小規模校)でその全校に占める割合は48.6%となっています。

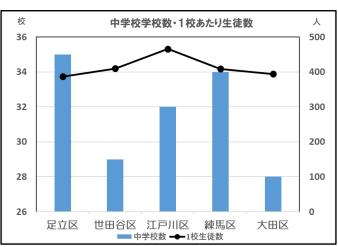
3 足立区と児童・生徒数が同程度の他区の状況

(1) 学校数及び児童・生徒数(令和5年5月1日現在)

自治体名	小学校数	児童数	1 校あたり 児童数	中学校数	生徒数	1 校あたり 生徒数
足立区	67	29,727	444	35	13,555	387
世田谷区	61	38,302	628	29	11,878	410
江戸川区	66	32,637	495	32	14,903	466
練馬区	65	33,503	515	34	13,917	409
大田区	59	29,497	500	28	11,044	394

*各区、学校ごとに通学区域の形状や、幹線道路、河川の有無など条件は異なります。





小学校では、世田谷区は足立区より児童数が8,575人多いものの、学校数は6校少なくなっています。また、大田区は足立区と同程度の児童数ですが、学校数は8校少ないです。

中学校では、江戸川区は足立区より生徒数が 1,348 人多いですが、学校数は 3 校少ないです。また、練馬区では足立区と同程度の生徒数ですが、学校数は 1 校少ないです。

総じて、児童・生徒数が同程度の区より、足立区の小学校数、中学校数は多く、結果として足立区の 1 校あたりの児童・生徒数は少なくなっています。

第4章 足立区の状況

4 将来の区内人口と児童・生徒数

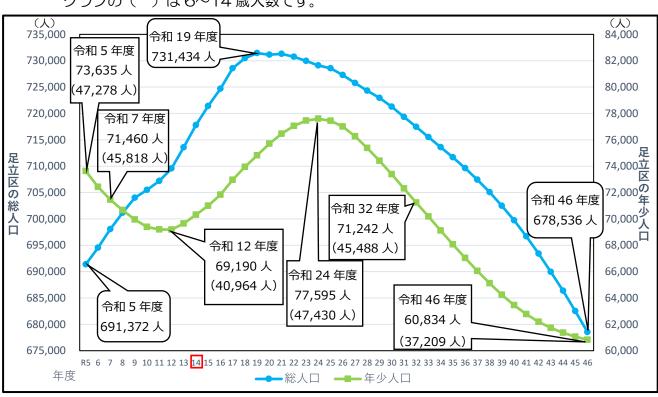
(1) 令和46年度までの人口推移 (「足立区公共施設等総合管理計画」の最終期)

ア 足立区の総人口(日本人及び外国人の計)

令和 19 年度の 731,434 人をピークとし、その後は減少に転じ、令和 46 年度には令和 19 年度と比較して約7.2%減の678.536人になる見込みです。

イ 年少人口(O~14歳)

令和 12 年度に 69,190 人まで減少した後、令和 24 年度に 77,595 人まで増加します。 その後は減少に転じ、令和 46 年度は令和 24 年度と比較して約 21.6%減の 60.834 人に なる見込みです。



グラフの()は6~14歳人数です。

(令和6年人口推計(高位)より作成。なお、令和5年は4月1日現在の実居住者人口です)

(2) 令和 46 年度までの学校規模の見込み

現在の通学区域内の児童・生徒が足立区立小・中学校以外の学校に通学する割合(以下 「区立校以外通学割合」という。) は、小学校では3.9%、中学校では17.7%です。

小学校と比較して、中学校は区立校以外に通学する割合が高いため、年少人口の減少に伴 い小規模校の割合が高くなることが予測されます。

区立校以外通学割合 小学校二【児童年齢層(6~11歳)人口一児童数】/児童年齢層人口 (区内の R6.5.1 現在) 中学校二【生徒年齢層(12~14歳) 人口-生徒数】/生徒年齢層人口

第5章 施設更新に関する方針

1 学校施設更新の基本的な考え方

(1)保全工事の実施

学習環境の向上を目的として、建物の長寿命化、防水工事・外壁補修・設備の更新等に取り組んでいます。

「令和2年度足立区学校施設の個別計画」では、上記工事や補修を一斉に行うことを想定し、改修周期20年、工事費9億円、工事期間3年としていました。

今後は、労務費や材料費の高騰、猛暑を想定した工事設定などを考慮し、工事費を1校あたり16 億円、工事期間4年を目安とします。

◆ 保全工事計画(1校あたり)

項目	これまでの計画	今後の計画		
改修周期	2	20年		
総工事費	9 億円 16 億円			
工事期間	3年	4年		
工事内容	・防水工事・外壁工事・設備更新・機能劣化顕在化前の予防的改・校庭改修工事・学習環境の変化に対応する改			
	RC部分の中性化対応 等			

第5章 施設更新に関する方針

(2) 耐用年数評価を取り入れた長寿命化

ア これまでの考え方

	平成 29 年度ガイドラインの考え方		
コンクリート設計基準強度	構造体及び部材の要求性能を示し、設計・施工確にした「構造体の総合的耐久性(日本建築学会設計基準強度(コンクリート圧縮強度)と耐久性す)のこと	会)」(耐久	
コンクリート設計基準強度	昭和 40 年代半ばまでに建設した学校	65年	
に基づく供用限界期間	平成 10 年代半ばまでに建設した学校 82 年		
令和2年度足立区学校施設の個別計画の考え方			
令和 2	年度足立区学校施設の個別計画の考え方		
令和 2 コンクリートコア供試体 による圧縮強度	年度足立区学校施設の個別計画の考え方 建築年で目標使用年数を設けるのではなく、名 対するコンクリート圧縮強度試験の結果に基づる に目標使用年数を定めること		
コンクリートコア供試体	建築年で目標使用年数を設けるのではなく、名対するコンクリート圧縮強度試験の結果に基づる		

イ これからの考え方

- ① 「令和2年度足立区学校施設の個別計画」を基本とし、新たに耐用年数評価(※)を導入し、更なる長寿命化を行います。
- ② 耐用年数評価の結果に応じて、目安として最長20年まで目標使用年数を延長します。
- ③ 目標使用年数を延長した学校の改築は、延長後の年数に到達する前に再評価します。
- (※) 「耐用年数評価」とは、柱や梁、耐力壁などの状況を確認し、構造躯体が今後何年程度使用可能か、物理的な調査に基づいて専門機関の有識者により評価することです。

〔耐用年数評価を取り入れた目標使用年数の変化〕

コンクリート 供試体の強度	目標使用年数	評価後 延長の場合	評価後の 目標使用年数	再評価後
13.5N/mm²以下 13.5N/mm²超	65年	最長 20 年	85年 ₁ 02年	再延長 または改築 ヘ
	目標使用年数が到来する前に耐用年数評価を実施			実施

※ 敷地周辺の状況や年少人口の減少などの影響によって上記によらない場合もあります。

2 今後の改築・改修コスト

(1)コスト計画の条件設定

	今後の改築計画では、耐用年数評価の結果により、コンクリート供試体(きょ
	うしたい)(※)の強度ごとに目標使用年数は最長20年を目安として延長しま
改築計画	ਰ.
以梁計画	13.5N/mm²以下 65年から85年に延長
	13.5N/mm²超 82年から102年に延長
	※ 本計画では、すべての学校で 20 年延長できる前提で試算します。
	保全工事(防水工事・外壁補修・設備の更新等の工事)の周期を 20 年程度と
┃ 保全工事	します。
	工事の費用は概ね 12 億円とし、4年間に分けて行う想定とします。
	設計の費用は、1年毎に翌年の工事分の設計を行う想定で試算します。
	従前の計画では延べ床面積は、小学校 8,000 ㎡、中学校 12,000 ㎡としてき
	ました。
延床面積	近年、多目的スペース、避難所としての機能の拡充などによる必要面積が増え
	ており、特に小学校では、想定の8,000㎡では収まらない状況が続いています。
	本計画では、小学校の延べ床面積を 10,000 ㎡に改めてコストを試算します。
	近年の工事費は、資材価格の高騰や、労務費の上昇等により令和3年から3年
▮ 【 工事単価	間で約20~30%上昇しています。
上尹平岡	この上昇傾向は今後も続くとみられています。これを踏まえて本計画では、従
	前に使用していた工事単価 50 万円/㎡を見直し、80 万円/㎡に設定します。

(※) コンクリート供試体(きょうしたい)とは、コンクリートの品質を調べるため、既存構 造体の一部を採取した試料です。

◆ 近年の建設工事費

■小学校

■1,11×1×	= 3·3 K			
綾瀬小 (R4 年竣工)	工事費	64.2 億円		
	台帳面積	13,241 m ²		
	工事単価	48.5 万円/㎡		

江北小 (R4 年竣工)	工事費	50.8 億円
	台帳面積	10,076 m²
	工事単価	50.4 万円/㎡

鹿浜未来小 (R5 年竣工)	工事費	50.0 億円
	台帳面積	9,303 m ²
	工事単価	53.7 万円/㎡

■中学校

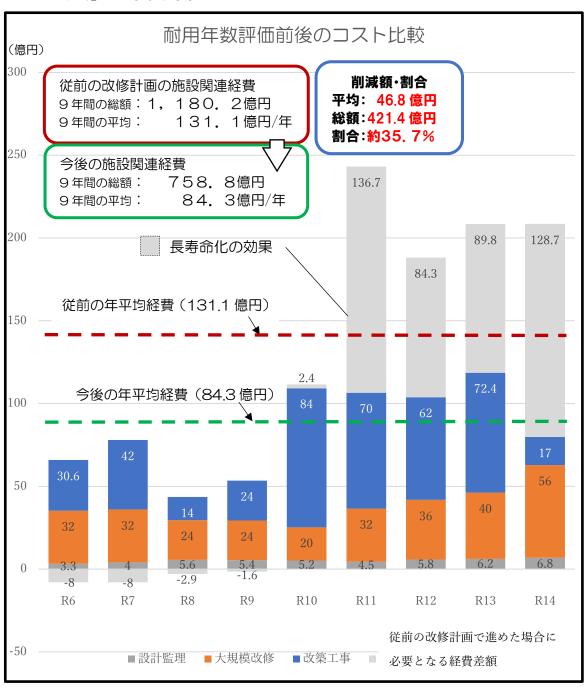
てまま共み	工事費	52.7 億円
千寿青葉中 (R4 年竣工)	台帳面積	10,206 m ²
	工事単価	51.6 万円/㎡

東綾瀬中 (R6 年竣工)	工事費	69.8 億円
	台帳面積	14,768 m ²
	工事単価	47.3 万円/㎡

(2) 耐用年数評価による延長前後のコスト比較

従前の改修計画では、令和8年度から毎年2校程度改築工事に向けた設計に着手する想定で、 工事が始まる令和11年度からコストが膨らみ、施設関連経費は令和6年度以降の9年間で 総額1,180.2億円にのぼる見込みでした(9年間の平均では131.1億円)。

今後は、耐用年数評価の導入により、施設の長寿命化を図ることを前提として、毎年の改築校数を 1 校程度に抑えコストを削減します。この考え方で試算すると、施設関連経費は令和 6 年度以降の 9 年間で従前の改修計画と比べて約 35.7%減の総額 758.8 億円となり、年平均では 84.3 億円となります。

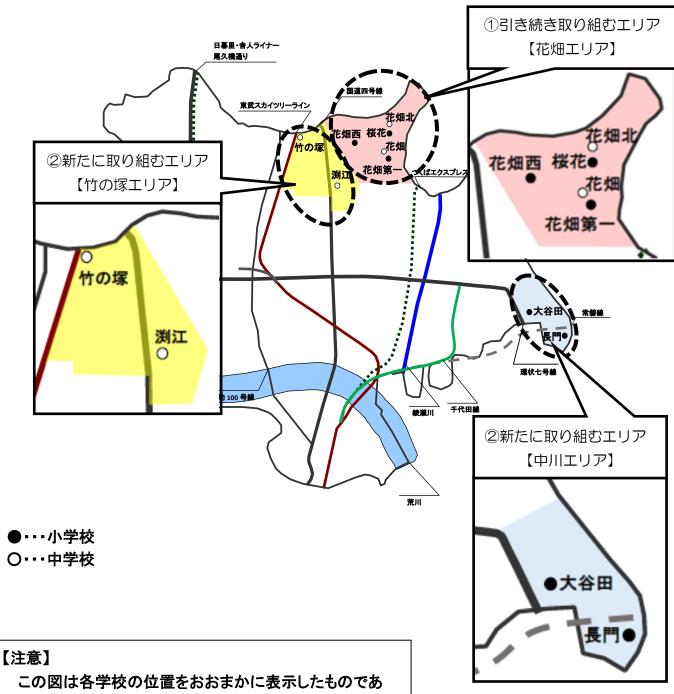


◆施設関連経費の従前と今後の比較(億円)

	経費分類	耐用年数 評価前	耐用年数 評価後	増減額	増減額合計
	設計管理	3.3	3.3	0	
DG	大規模改修工事	24	32	8	0
R6	改築工事	30.6	30.6	0	8
	合計	57.9	65.9	8	
	設計管理	4	4	0	
R7	大規模改修工事	24	32	8	8
$\Gamma \Gamma \Gamma$	改築工事	42	42	0	0
	合計	70	78	8	
	設計管理	8.7	5.6	∆3.1	
R8	大規模改修工事	18	24	6	2.9
ПО	改築工事	14	14	0	2.9
	合計	40.7	43.6	2.9	
	設計管理	9.8	5.4	△4.4	
R9	大規模改修工事	18	24	6	1.6
n9	改築工事	24	24	0	1.6
	合計	51.8	53.4	1.6	
	設計管理	9.6	5.2	△4.4	
R10	大規模改修工事	18	20	2	△2.4
NIO	改築工事	84	84	0	△∠.4
	合計	111.6	109.2	△2.4	
	設計管理	10.4	4.5	△5.9	
R11	大規模改修工事	24	32	8	△136.7
חוח	改築工事	208.8	70	△138.8	△130.1
	合計	243.2	106.5	△136.7	
	設計管理	12.1	5.8	△6.3	
R12	大規模改修工事	24	36	12	△84.3
ΠIZ	改築工事	152	62	Δ90	Δ04.5
	合計	188.1	103.8	△84.3	
	設計管理	12.8	6.2	△6.6	
R13	大規模改修工事	24	40	16	A OO O
піз	改築工事	171.6	72.4	△99.2	△89.8
	合計	208.4	118.6	△89.8	
	設計管理	11.1	6.8	△4.3	
R14	大規模改修工事	24	56	32	A 100 7
N14	改築工事	173.4	17	△156.4	△128.7
	合計	208.5	79.8	△128.7	
合計		1180.2	758.8	△421.4	△421.4

第6章 適正規模・適正配置の実現に向けた今後の取り組み

- 適正規模・適正配置事業に取り組むエリア
 - ① 平成29年度ガイドラインから引き続き取り組むエリア
 - ② 本ガイドラインから新たに取り組むエリア



り、正確な学校の位置、距離等を示すものではありません。 また、改築等で移転を予定している学校は、最終位置で 表示しています。

2 将来必要になる学校数

適正規模・適正配置事業の推進に向けて、本ガイドラインでは令和6年人口推計(高位)に基づき、年少人口がピークを迎える令和24年度を基準に必要な学校数を算出します。

必要な学校数	小学校	中学校
令和24年度	46~61 校	20~26 校
令和6年4月現在	67 校	35 校

(1) 算出に用いる基礎数値

- ア 令和6年人口推計(高位)
- イ 令和6年度の児童・生徒数
- ウ 適正規模の基準「1 校あたりの適正な学級数 12~24 学級」
 - ※ 必要な学校数の範囲は、上記基準のうち、最大の「24 学級」と平均の「18 学級」を用いて算出します

(2) 基礎数値に基づく学校数の試算

学校 数値	八八号	学校	中等	学校
(a) 令和 24 年度推計人数(6~14 歳)	31,80	09人	15,6	21人
(b)令和 6 年度の 1 学級平均人数	28.93 人		33.1	0人
(c) 必要な学級数 (a)÷(b)	1,100	クラス	472 :	クラス
(d)1 校あたりの最大学級数	18	24	18	24
(e) 学校数 (c)÷(d)	61	46	26	20

- (c) 必要な学級数=(a) 令和24年度の推計人数/(b) 令和6年度の1学級平均人数
- (e) 学校数=(c) 必要な学級数/(d) 1 校あたりの最大学級数

(3)過去の計画等で示した必要な学校数

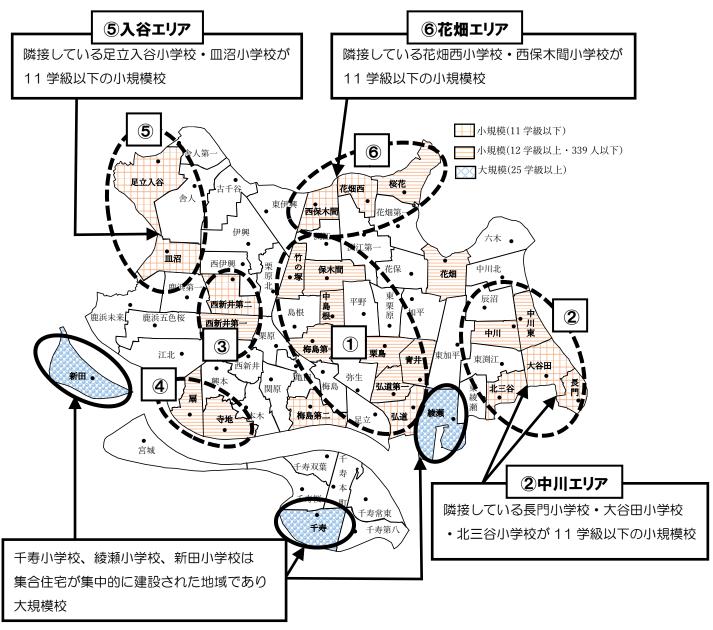
計面	必要な	学校数	答山北h	
計画	小学校	中学校	算出根拠	
平成7年度の報告書	60 校	29 校	当時の住民基本台帳人口等	
千成1千反の和口音	(改築対象)	(改築対象)	当時の住民室本口帳入口寺	
平成 21 年度のガイドライン	60 校	29 校	│ │ │計画最終年度(令和 14 年度)の人□推	
半成と「牛皮のカイト・ブイブ	(最大)	(最大)	间画取形并及(1741 14 并及)の人口推画	
平成 29 年度のガイドライン	48 校	20 校	計画最終年度(令和14年度)の人口推計	
半ਲ 23 平反のカイト ノイノ	~60 校	~25 校	※区立校以外通学割合を考慮	

3 学校規模の視点

(1) 小学校の学校規模の特徴(令和6年5月1日現在)

①中部~南部 ②中川 ③西新井 ④ 扇 ⑤入谷 ⑥花畑エリアに小規模校があります。

②中川 ⑤入谷 ⑥花畑エリア内に11学級以下の小規模校が隣接しています。



【注意】

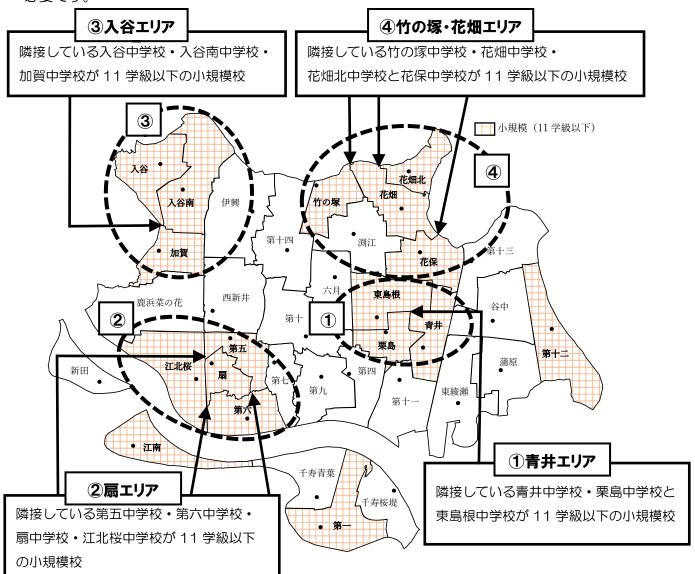
この図は現在の通学区域等をおおまかに表示したものであり、正確な学校の位置、通学区域の境界、距離等を示すものではありません。 学校規模は、「平成29年度のガイドライン」の基準により表示しています。

*小学校の学校規模の推移は、資料7「足立区立小学校の学校規模の推移(令和3年度~令和5年度)」に掲載しています。また、学校規模は、従来の基準により表示しています。

(2) 中学校の学校規模の特徴(令和6年5月1日現在)

①青井 ②扇 ③入谷 ④竹の塚・花畑エリアに小規模校が集中しています。

いずれのエリアも小規模校が3校以上隣接しているため、周辺地域を一体的にとらえた対策が 必要です。



【注意】

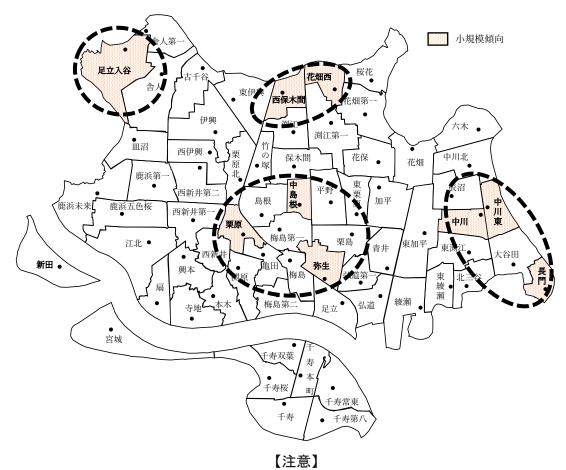
この図は現在の通学区域等をおおまかに表示したものであり、正確な学校の位置、通学区域の境界、距離等を示すものではありません。 学校規模は、「平成29年度のガイドライン」の基準により表示しています。

*中学校の学校規模の推移は、資料8「足立区立中学校の学校規模の推移(令和3年度~令和5年度)」に掲載しています。また、学校規模は、従来の基準により表示しています。

4 年少人口の視点

区内には約33ヘクタールの生産緑地があり、これらが短期間に集中して宅地化された場合、 エリアによっては小学校及び中学校の入学前人口の増減に影響を及ぼす可能性があります。また、 工業系地域等において大規模な住宅開発があった場合も同様です。こうしたエリアでは、特に年 少人口の動向を注視していきます。

(1) 小学校の入学前人口(0~5歳) の特徴

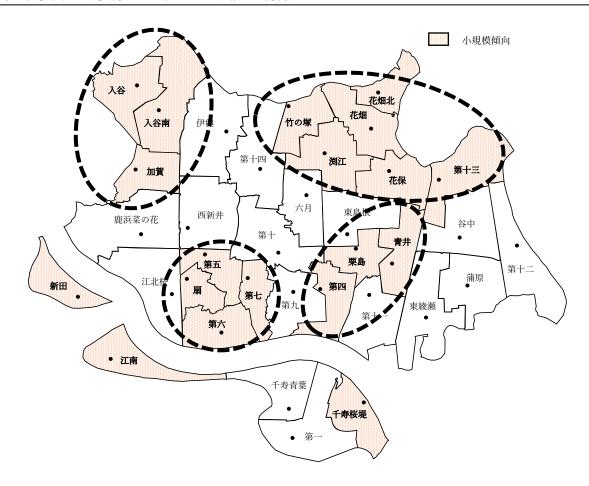


この図は現在の通学区域等をおおまかに表示したものであり、正確な学校の位置、通学区域の境界、距離等を示すものではありません。 学校規模は、「平成29年度のガイドライン」の基準により表示しています。

年少人口の小規模傾向は区内に点在しています。

令和6年度現在、小学校通学区域内の入学前人口(O~5歳)が全員通学区域の小学校に入学すると仮定した場合、各学校の規模は上図のようになり、小規模校の傾向となる学校があります。新田小学校の周辺は、一定基準を超える時期はありますが、適正傾向が予測されます。一方、区内の中部エリア、入谷エリア、花畑エリア、中川エリアの学校では、小規模傾向が予測されます。

(2) 中学校の入学前人口(O~11歳)の特徴



【注意】

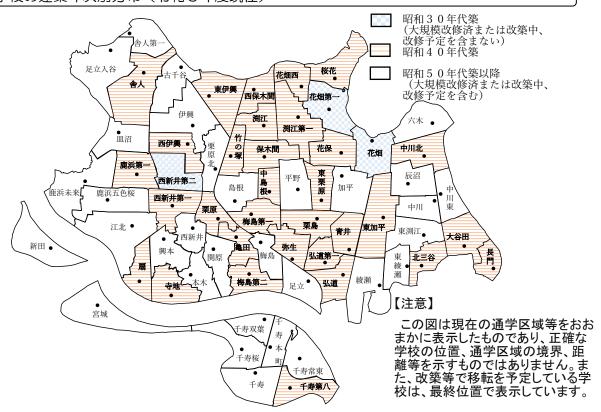
この図は現在の通学区域等をおおまかに表示したものであり、正確な学校の位置、通学区域の境界、距離等を示すものではありません。 学校規模は、「平成29年度のガイドライン」の基準により表示しています。

青井・扇・入谷・竹の塚・花畑エリアに小規模傾向があります。

令和6年度現在、中学校通学区域内の入学前人口(O~11歳)が全員通学区域校に入学すると仮定した場合、各学校の規模は上図のようになり、小規模校の傾向となる学校があります。 青井エリア、扇エリア、入谷エリア、竹の塚・花畑エリアなどは小規模傾向にあるため、引き続き人口動態を注視していきます。

5 施設更新の視点

(1) 小学校の建築年次別分布(令和6年度現在)



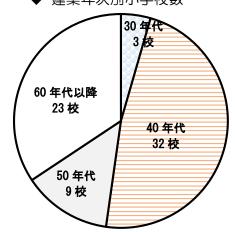
◆ 昭和30年代に建築された小学校

_		
番号	学校名	建築年
1	興本(築)	昭和37年
2	中川(修)※	
3	千寿常東(築)	昭和 38 年
4	花畑※	
5	花畑第一	
6	西新井第二	昭和 39 年
7	宮城(築)	

※耐用年数調查予定

(築)…改築予定 (修)…改修済み

◆ 建築年次別小学校数



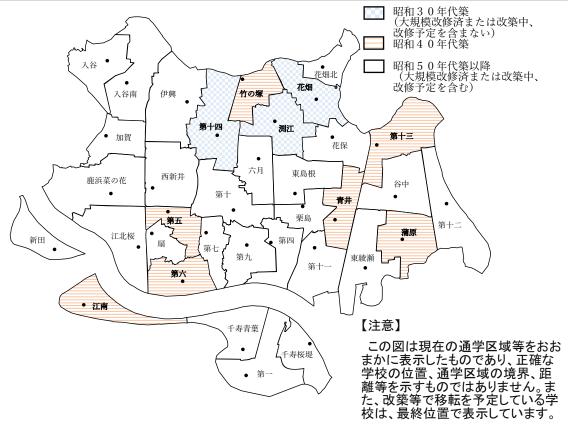
*建築年は最も古い校舎の年度です。

大規模改修済みの学校は 60 年以降にカウントしています。

学校の統合に伴う改築と単独改築で施設更新を進めてきたことにより、昭和 30 年代に建築されて、改築予定・改修済みでない学校は、花畑小学校、花畑第一小学校、西新井第二小学校の3 校となり、これらについて早急な施設更新の検討が必要です。

今後も改築対象校が集中することが想定されているので、保全工事による長寿命化と施設 更新を計画的に実施していく必要があります。

(2) 中学校の建築年次別分布(令和6年度現在)

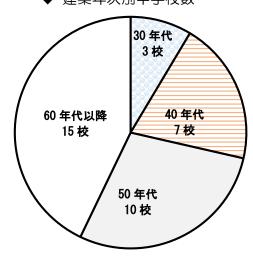


◆ 昭和30年代に建築された中学校

番号	学校名	建築年
1	東島根(修)※	昭和 34 年
2	第十二(修)※	昭和 35 年
3	第九(修)※	昭和 36 年
4	第四(修)※	
5	第十(修)	昭和 37 年
6	渕江	
7	花畑	昭和 38 年
8	第七(修)	昭和 39 年
9	第十四※	

※耐用年数調査予定 (修)…改修済み

◆ 建築年次別中学校数



*建築年は最も古い校舎の年度です。

大規模改修済みの学校は60年以降にカウントしています。

学校の統合に伴う改築と単独改築で施設更新を進めてきたことにより、昭和 30 年代に建築されて、改築予定・改修済みでない学校は、渕江中学校、花畑中学校、第十四中学校の3校となり、これらについて早急な施設更新の検討が必要です。

小学校と同様、今後も改築対象校が集中することが想定されているので、保全工事による 長寿命化と施設更新を計画的に実施していく必要があります。

6 適正規模・適正配置事業に取り組むエリア

(1) 大規模校への取り組み

令和6年5月現在、千寿小学校、綾瀬小学校、新田小学校は大規模校となっていますが、年 少人口は減少傾向にあるため、今後は適正規模に向かう予測です。引き続き、関係所管と連携 をしながら適正な学校運営に努めていきます。

一方、千住大川端地区では、令和 11 年度末から令和 16 年度中の6年間で約2,100戸の住宅供給が予定されているため、近隣の千寿第八小学校の児童数、第一中学校の生徒数の増加が予測されます。

今後も大規模校や開発が進むエリアについては、人口の推移を注視していきます。

(2) 平成29年のガイドラインの2エリア

平成29年のガイドラインでは、入谷地区と花畑地区を適正規模・適正配置に向けて取り組むエリアとしていました。

入谷地区は、足立入谷小、入谷中、入谷南中、加賀中が小規模傾向にありますが、生産緑地があり、将来的に宅地化した場合の人口変動の考慮が必要なことと、また、学校の建築年も昭和50年代以降であるため、今後動向を注視していきます。

花畑地区は引き続き適正規模・適正配置の検討を進めます。

地区	学校名	学級 数	学校 規模	建築年	今後の方針
	花畑西小	6	小規模	S45	花畑西小学校では、年少人口の減少が見ら
	桜花小	12	適正	S47	れるため、今後の動向を注視していきます。 3 校とも建築後約 50 年を経過し、施設更
花畑	花畑第一小	18	適正	S38	新の検討が必要です。
	花畑中	12	適正	S38	2校とも年少人口の減少が見られるため、 今後の動向を注視していきます。
	花畑北中	6	小規模	S53	花畑中学校は建築後約50年を経過し、施 設更新の検討が必要です。

※学級数・学校規模は、令和6年5月現在の通学区域内の居住者から小学校・中学校全学年 1学級あたり35名として算出しています。

実際の学級数、学校規模と異なります。

(3) 本ガイドラインから新たに取り組む2エリア

学校規模、年少人口の傾向、学校の建築年数から分析し、新たに竹の塚地区と中川地区の2地区を適正規模・適正配置の検討エリアに加えます。

地区	学校名	学級 数	学校 規模	建築年	今後の方針
竹の塚	竹の塚中	9	小規模	S45	両校とも年少人口の減少が見られるため、 今後の動向を注視していきます。 両校とも建築後約50年を経過し、施設更 新の検討が必要です。
	渕江中	15	適正	S37	
中三	長門小	10	小規模	S40	長門小学校に年少人口の減少が見られるため、今後の動向を注視していきます。 長門小学校、大谷田小学校は建築後約50年を経過し、施設更新の検討が必要です。
	大谷田小	12	適正	S41	

※学級数・学校規模は、令和6年5月現在の通学区域内の居住者から小学校・中学校全学年 1学級あたり35名として算出しています。

実際の学級数、学校規模と異なります。

小・中学校の統合対象校や統合年次は、学校の小規模化や年少人口の増減を踏まえ、検討し ていきます。

建築後約50年を経過した学校の施設更新の検討を行います。

※取り組み年次については、今後の動向をみながら検討を進めます。